

日本の民主主義と憲法

成澤孝人

1 新安保法制成立後の日本政治

(1) 問題

新安保法制の制定経緯から明らかなこと・日本国民は、憲法を失いつつある。

ここで憲法・単に日本国憲法という成文憲法ではなく、個人の自由と平等に基づく民主主義社会の仕組みという近代的意味の憲法

おおげさ？⇒自衛隊発足以来、60年間維持されてきた憲法規範を卑怯な手で葬り去ることが可能であるならば、人権や民主主義の規範も同じ運命をたどるはず。

⇒このことは、臨時国会を開かないという暴挙に象徴されている。

(2) 国会と立憲主義

A 臨時国会は、なぜ開かなければならないのか？

憲法 53 条 いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は臨時会を召集しなければならない。

→学説～具体的な召集は内閣が決めるが、合理的な期間内に召集する義務

3 か月の無議会は合理的な期間とはいえない。

戦後、これまで、国会は二回期開かれてきた。その慣行を、いとも簡単に破ってしまっよいか。

慣行・法と密接に関係がある。

B 国権と内閣の関係

53 条に規定される国会と内閣の関係→立憲主義の核心・内閣は行政権の行使につき、国会に対し説明責任を負う。

国会＝国権の最高機関(41 条)～立法・国民に負担 だからこそ、法律を運用する内閣は、国会に対して連帯して説明責任を負い、説明がつかなければ総辞職しなければならない(66 条 3 項)

C 立憲主義の思想

憲法という考え方の核心

国家権力は人権保障のために必要⇒But 権力の行使は、行使される者から絶えずチェックされなければ、恣意的な行使になってしまう・害悪

人権・歴史的には、適正な手続(due process)を求める権利

法の支配・権力が法に従う

法・どんな内容でもよいわけではなく、すべての人に平等に適用され、また、人権の制約は必要最小限度に限定される。

9 条の解釈変更、53 条の無視⇒人の支配へ

2 二種類のルールと日本国憲法の特殊性

(1) 二種類のルール

①権力者が市民を一方向的に支配するためのきまり

②市民が自分たちで作る、自分たちで守るきまり→権力者も拘束

(2) 日本国憲法の特殊性

日本国憲法・「おしつけ憲法」?

・憲法をおしつけられたのは、当時の権力者

・日本国民が主体的に選びとったかといえば、必ずしもそうではない。しかし、憲法制定後は、改憲を拒否するという消極的な形で、憲法を受け入れてきた。

・55年体制のもと、万年野党と比較的少数の批判的の市民が憲法を武器に、自民党長期政権を抑制してきた。

→日本の権力者は、未だかつて、憲法を国民の多数によっておしつけられたことはない。

「おしつけ憲法論」者→人権の制限

自主憲法制定の主張が、人権と民主主義の後退を意味するというパラドックス

(3) 憲法改正の必要性?

本来の自主憲法が可能か?

新9条論 想田和弘、伊勢崎賢治

憲法解釈の多様性～法というものの性質・多くの解釈論の重なり合う部分で運用

9条においても同じ。→自衛隊違憲論も旧政府解釈も解釈においては重なり合っている。

政府解釈を守れないでいて、どうして、新9条が規範性をもつと考えるのか?

→まずは、今年の7月1日以前に戻すことを目標にすべき。

明文改正の主張は、それが成功してから。

安倍内閣→本来、96条の手続をとらなければならないところ、それをスルーした。⇒これを許するのであれば、どんな憲法をもっている意味はなくなる。

(4) どうやって対抗していくか

民主主義ではなく人権で対抗 樋口陽一～日本の状況を考えたとき、重大な指摘

しかし、人権保障は、裁判官に任せておけば実現されるというものではない。

政治の場に、憲法9条の規範をもちこみ、司法の場に市民の監視を。

人権・自分の隣人が人権侵害を受けているとき、自分のことと感じて支援→共和主義的自由～民主主義と立憲主義をつなぐ

おわりに

憲法を生かしていくために、わたしたち市民求められているもの

・勇気と覚悟 日本国憲法が生かされる社会が善い社会であるという確信。もし、わたしたちの主張が受け入れられなかった場合、日本社会は暴走し、止まらなくなっているという覚悟。

・連帯 人権侵害を受けている人、沖縄、自衛官